

第80回

定時株主総会 招集ご通知

Energy & Ecology

日時

2022年
6月23日(木曜日) 午前10時

場所

北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C
末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/1976/>



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

お土産配布の取りやめについて

株主総会にご出席の株主の皆様にお配りしておりましたお土産につきましては、本年もご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2022年6月2日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
明星工業株式会社
取締役会長 **大谷 壽輝**

第80回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権は書面またはインターネット等によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使ください**ますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は、2頁から3頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
	報告事項	1. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
3	目的事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.meisei-kogyo.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

インターネットによる開示について

以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ②連結計算書類の連結注記表 ③計算書類の株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表

会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記書類となります。

【当社ウェブサイト】<https://www.meisei-kogyo.co.jp>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

<p>株主総会へのご出席</p> 	<p>書面の郵送</p> 	<p>インターネット等</p>  <p>●議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net</p>
<p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。</p>	<p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。</p>	<p>パソコン、スマートフォンから、上記、議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2022年6月23日(木曜日) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月22日(水曜日) 午後5時までに到着</p>	<p>行使期限</p> <p>2022年6月22日(水曜日) 午後5時までに入力</p>

詳細は次頁をご覧ください ▶

インターネット等による議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

- 1** インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(受付時間 9:00 ~ 21:00)

- 2** 左記**1**以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社にて
お問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

 **0120-782-031**
(受付時間 土日休日を除く 9:00 ~ 17:00)

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

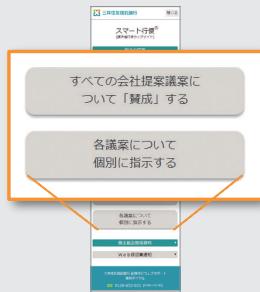
1 議決権行使書用紙右下
に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デン
ソーウェブの登録商標です。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

1

次へすすむ
をクリック



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」
をご入力ください。

2

議決権行使コード
を入力
ログイン
をクリック



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力ください。

3

パスワード
を入力
登録
をクリック



4

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、業績や財政状況等を勘案し、配当政策に基づき総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、財務体質の健全性と強化に努めながら、新たな成長戦略への投資や事業環境の変化に対応するために活用し、安定した経営基盤を構築することで、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

第80期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 1,000,549,720円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,500,000,000円

- (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 現行定款第21条について、補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力に関する規定を新たに設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示)	第1条～第17条 (現行どおり)
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを使用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条～第20条 (任 期) 第21条 2 3</p> <p>(条文省略) (条文省略) (条文省略) (新 設)</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第20条 (任 期) 第21条 2 3 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条～第31条 (新 設)</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第22条～第31条 附 則</p> <p>1. <u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、印田博、朝倉滋、林秀行、篠原基嗣、藤野景三および柳瀬徹次の7名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、このうち朝倉滋は任期満了と同時に退任いたしますので、計6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、指名・報酬委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	おおたに 大谷 としてる 壽輝	再任	代表取締役会長	15回／15回
2	いん だ 印田 ひろし 博	再任	代表取締役社長	15回／15回
3	はやし 林 ひでゆき 秀行	再任	取締役 執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当	15回／15回
4	しのはら 篠原 もとし 基嗣	再任	取締役 執行役員 営業統括部長	15回／15回
5	ふじの 藤野 けいぞう 景三	再任	取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼 タンゲー プロジェクト ディレクター	15回／15回
6	やなせ 柳瀬 てつじ 徹次	再任	取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長	15回／15回

候補者番号

1

再任

新任

社外

独立役員

おおたに としてる
大谷 壽輝 (1945年1月1日生)

所有する当社株式の数 234,627 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年3月 当社入社
 1991年6月 当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長
 1991年9月 当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役
 1995年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長
 1997年4月 当社取締役 東京事業部長
 1999年12月 当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長
 2000年4月 当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当
 2001年6月 当社代表取締役社長
 2020年6月 当社代表取締役会長 (現任)

[重要な兼職の状況] —

候補者番号

2

再任

新任

社外

独立役員

いん だ ひろし
印田 博 (1950年12月21日生)

所有する当社株式の数 62,397 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年6月 当社入社
 2003年4月 当社財務部長
 2005年6月 当社取締役 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
 2009年6月 当社取締役 執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当
 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部および関連会社 担当
 2018年4月 当社取締役 常務執行役員 財務部、総務部、人事部および関連会社 担当
 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況] —

株主総会参考書類

候補者番号

3

再任

新任

社外

独立役員

はやし ひでゆき

林 秀行

(1955年3月6日生)

所有する当社株式の数

13,900 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年9月 当社入社
2006年4月 当社大阪技術部長
2013年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当
2017年4月 当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当
2017年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長、東京技術部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
2018年4月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当（現任）

[重要な兼職の状況] —

候補者番号

4

再任

新任

社外

独立役員

しのはら もとし

篠原 基嗣

(1963年7月24日生)

所有する当社株式の数

12,100 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年3月 当社入社
2007年7月 当社支店統括中国・四国支店長
2008年8月 当社支店統括開発営業部次長 兼 調達部次長
2011年4月 当社環境事業統括部担当部長 兼 環境部長
2013年6月 当社執行役員 環境事業統括部長 兼 環境部長
2017年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括
2019年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 環境部長
2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長（現任）

[重要な兼職の状況] 日本ケイカル株式会社 取締役

候補者番号

5

再任

新任

社外

独立役員

ふじの けいぞう

藤野 景三

(1960年3月11日生)

所有する当社株式の数

11,000 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 当社入社
 2008年4月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー
 2008年5月 当社営業統括部東京営業2部長 兼 タングー プロジェクト アシスタント セールスマネージャー、
 ナイジェリア プロジェクト サブマネージャー
 2017年6月 当社執行役員 営業統括部東京営業部長 兼
 イクシス プロジェクト アシスタント プロジェクト ディレクター
 2019年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部営業事業部長、東京営業部長 兼
 タングー プロジェクト ディレクター
 2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長、東京営業部長 兼
 タングー プロジェクト ディレクター
 2021年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼
 タングー プロジェクト ディレクター (現任)

MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役

[重要な兼職の状況] MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役
 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役

候補者番号

6

再任

新任

社外

独立役員

やなせ てつじ

柳瀬 徹次

(1961年1月24日生)

所有する当社株式の数

9,000 株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年3月 当社入社
 2008年4月 当社営業統括部東京営業1部長
 2018年6月 当社執行役員 営業統括部海外営業推進部長 兼
 イクシス プロジェクト プロジェクトマネージャー
 2019年4月 当社執行役員 営業統括部営業事業部海外営業推進部長
 2020年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部副統括部長 兼 海外営業推進部長
 2021年6月 当社取締役 執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長 (現任)

[重要な兼職の状況] —

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、社外の監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

再任	にしむら つよき		
新任	西村 強	(1973年8月16日生)	所有する当社株式の数
社外			0 株
独立役員			

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所 入所
- 2002年 5月 公認会計士登録
- 2017年10月 EY新日本有限責任監査法人 退所
ストロング会計事務所開設 所長（現任）
- 2018年 1月 ストロングアライアンス合同会社設立 代表社員（現任）

【重要な兼職の状況】 ストロング会計事務所 所長
ストロングアライアンス合同会社 代表社員

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村強氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要
西村強氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として、財務および会計に関する豊富な知見を有しており、専門的な観点および独立の立場から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は、在任中の監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。西村強氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏と当該契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は在任中の監査等委員である社外取締役を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。西村強氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

ご参考

【本総会終了後の各取締役のスキルマトリックス】

	氏名	社外 独立	取締役 会議長	企業 経営 ・ 経営 戦略	財務 ・ 会計	グロー バルビ ジネス	工事 ・ 技術 ・ 研究 開発	人事 ・ 人材 育成	ガバナ ンス ・ リスク 管理	環境 ・ 社会
取締役	大谷 壽輝		○	○		○		○	○	○
	印田 博			○	○	○		○	○	
	林 秀行			○			○		○	○
	篠原 基嗣			○			○		○	○
	藤野 景三			○		○	○		○	
	柳瀬 徹次			○		○	○		○	
監査等 委員	坂本 英治						○		○	○
	上村 恭一	○			○				○	
	岸田 光正	○			○				○	
	西村 強	○			○				○	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宇都宮一志氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である社外取締役候補者宇都宮一志氏は、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本議案の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

社 外	う つのみや ひ と し		
独立役員	宇都宮 一志	(1971年12月8日生)	所有する当社株式の数 0 株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年 4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社
- 2004年10月 弁護士登録
清和法律事務所 入所
- 2011年 1月 清和法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2019年 2月 象印マホービン株式会社 社外監査役
- 2020年 2月 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

.....
【重要な兼職の状況】 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇都宮一志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由ならびに監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由および期待される役割の概要
 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の宇都宮一志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に関する豊富な知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性および妥当性の見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、選任をお願いするものであります。
4. 宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。宇都宮一志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が徐々に緩和され、落ち込んだ需要は一部回復の兆しが見られました。しかしながら、感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言の断続的な発出や、資源価格の高騰を背景とする原材料価格の上昇が素材産業の収益悪化の要因となり、景気は下振れリスクを伴いながら推移いたしました。また、海外では、コロナ収束後のエネルギー需要を見据えた投資が持ち直してはいるものの、中国はロックダウンの影響や環境規制の遅れ等により成長が鈍化し、米国も変異株の感染拡大に伴う供給規制により回復の足取りは重く、本年2月に発生したウクライナ危機が世界全体の景気に悪影響を及ぼす可能性があるなど、国内外ともに先行き不透明な状況が継続いたしました。

当社グループを取り巻くエネルギー関連市場につきましては、堅調な公共・民間設備投資を背景に、製油所の改修・日常保全工事のほかケミカル分野を中心とした高機能製品製造、再生可能エネルギーなど循環型社会への移行に向けた成長領域への取組みが進展いたしました。受注競争の激化、資材価格や労務費の上昇により、引き続き厳しい事業環境となりました。

このような状況のなかで当社グループは、本年度よりスタートした新たな中期経営計画（2021年度～2023年度）初年度の目標達成のため、エネルギー市場の構造変化に対応するビジネスモデルの確立ならびに持続的な成長基盤の構築に向けてグループ全体で取組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は、539億2千1百万円（対前期比8.8%増）、売上高は483億8千9百万円（同4.2%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は53億3千9百万円（同16.6%減）、経常利益は56億4千1百万円（同16.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億9千3百万円（同17.5%減）となり、中期経営計画初年度の目標数値に対して受注高は上回りましたものの、収益面では下回る結果となりました。

なお、当社は経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、取締役会の決議により当事業年度におきまして1,500,000株の自己株式を取得し保有しておりましたが、年度末におきまして、資本効率の向上と発行済株式総数の減少を通じた株主の皆様の利益の増進を図ることを目的として、3,000,000株の当社普通株式を消却いたしました。また、当事業年度末の株式配当金につきましては、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題であるとの基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、1株当たり20円（中間配当金とあわせ年間30円）としてご提案させていただきます。

受注高

539億 2千 1百万円

対前期比 8.8 %増 

売上高

483億 8千 9百万円

対前期比 4.2 %減 

営業利益

53億 3千 9百万円

対前期比 16.6 %減 

経常利益

56億 4千 1百万円

対前期比 16.3 %減 

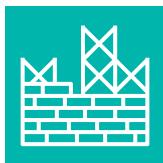
親会社株主に帰属する当期純利益

37億 9千 3百万円

対前期比 17.5 %減 

事業報告

事業の種類別の概況は次のとおりであります。



建設工事業

建設工事業における当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内では原材料価格の上昇等の影響はありましたが、設備投資動向は持ち直しの動きが継続し、石油・石油化学関連の合理化・更新投資や電力・ガス関連ではLNG陸上タンクが安定的に推移し、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオマス発電設備の新設が増加基調となりました。海外ではインドネシア国における大口工事の追加受注のほか、一部海外現地法人の業績が受注・売上とも伸長いたしました。その結果、断熱工事全体につきましては、前年同期に比べ受注高は増加いたしました。しかしながら、売上高は減少いたしました。

環境関連工事に関しましては、引き続き官公庁・民間企業が地球温暖化防止のための環境負荷低減を推し進めるなか、ごみ処理施設工事が堅調に推移し、防音工事の受注高、煙突ライニング工事の売上高が増加いたしました。環境関連工事全体といたしましては、断熱工事同様前年同期に比べ受注高は増加したものの売上高は減少いたしました。

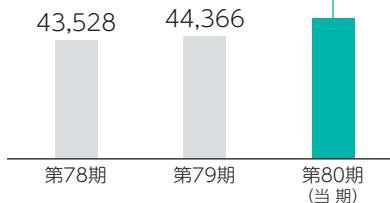
クリーンルーム工事に関しましては、工事監督および作業員の深刻な人手不足が続くなか、特に半導体をはじめとするIT関連の設備投資が活況を呈し、工業系クリーンルームの受注が拡大するとともにバイオ系クリーンルームも好調を維持いたしました結果、前年同期に比べ受注高は大幅に増加し、売上高も前期を上回りました。

冷凍冷蔵低温設備工事に関しましては、コロナ禍の影響により顧客の設備投資計画の先送りや計画見直しもあり新設・改造案件が低迷し、受注高・売上高とも前年同期を下回る結果となりました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は479億1百万円（対前期比8.0%増）、売上高は436億3千7百万円（同4.1%減）の計上となりました。

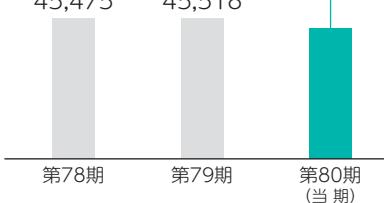
受注高

47,901百万円 対前期比 8.0%増



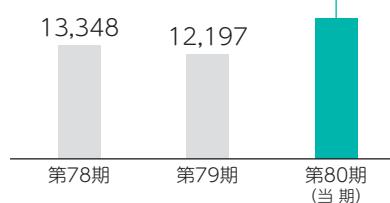
売上高

43,637百万円 対前期比 4.1%減



受注残高

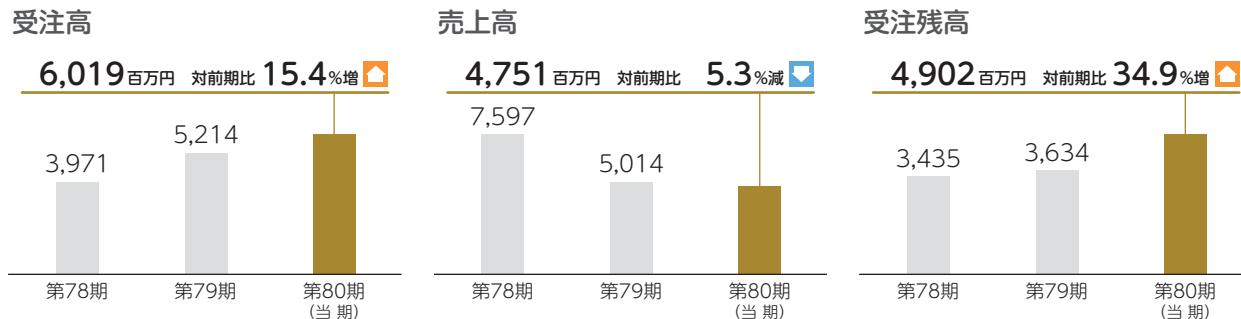
16,461百万円 対前期比 35.0%増





ボイラ事業

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、公共施設や民間事業者による環境配慮型の発電設備や建設投資が継続的に行われるなか、受注面ではバイオマス焚ボイラ、高効率ガス焚ボイラの新受注および設備の改造・更新工事が底堅く推移いたしました。一方、売上面では前期に受注した案件の引き渡しは順調に終えたものの、当期受注大型案件の進捗率の関係で伸び悩む状況となりました。その結果、ボイラ事業の受注高は60億1千9百万円（対前期比15.4%増）、売上高につきましては、47億5千1百万円（同5.3%減）の計上となりました。



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

2 | 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、3億3千3百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事業〉

老朽化した国内事業所の移転先用地取得および浜松工場に設置した太陽光発電設備等

3 | 資金調達の状況

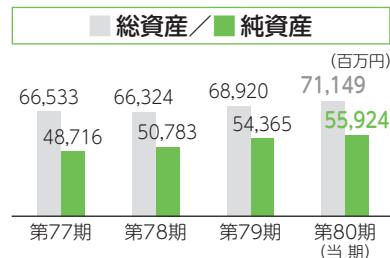
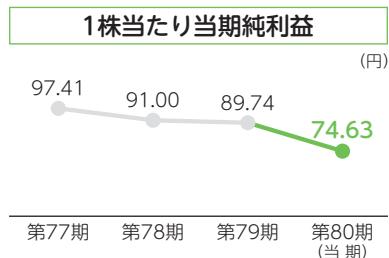
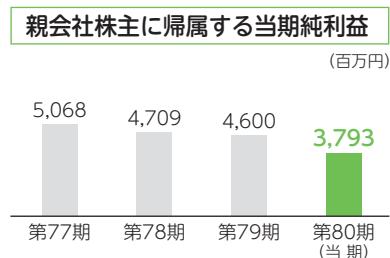
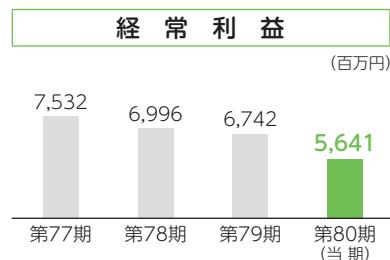
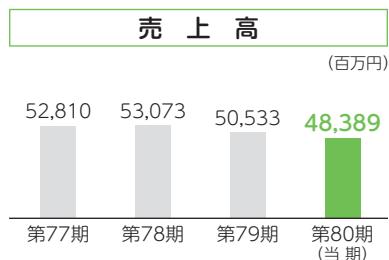
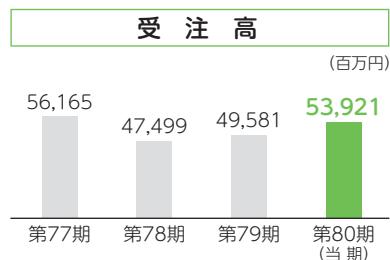
資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

4 | 財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 2019年3月期	第 78 期 2020年3月期	第 79 期 2021年3月期	第80期 (当期) 2022年3月期
受 注 高 (百万円)	56,165	47,499	49,581	53,921
売 上 高 (百万円)	52,810	53,073	50,533	48,389
経 常 利 益 (百万円)	7,532	6,996	6,742	5,641
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,068	4,709	4,600	3,793
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	97.41	91.00	89.74	74.63
総 資 産 (百万円)	66,533	66,324	68,920	71,149
純 資 産 (百万円)	48,716	50,783	54,365	55,924
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	927.08	983.89	1,053.19	1,116.33

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計年基準等を適用した後の数値となっております。



5 | 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、コロナ禍の影響による世界的な経済減速は、感染症のピークアウトにより持ち直しの動きに転じておりましたが、ウクライナ危機等が世界の景気回復に深刻な影響を与えております。また、ロシアへの経済制裁強化がエネルギー価格上昇の一因となり、インフレの加速によりグローバル経済の成長が抑制されることで、エネルギー供給の混乱と資源価格上昇の長期化が懸念されます。

当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、慢性的な人手不足と原材料価格の上昇による熾烈な受注競争が収益面の圧迫要因になりますものの、SDGs/ESG関連投資として、脱炭素・水素社会への移行や低炭素・再生可能エネルギーのさらなる普及に伴う投資の進展に期待が寄せられます。

このような情勢に対処するため、当社グループは、昨年4月に策定いたしました2021年度を始期とする中期経営計画（2021年度～2023年度）の目標達成に向けて、「新たなステージへの挑戦」のスローガンのもと、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体で共有し、脱炭素社会に向けた積極的な市場開拓および水素などの次世代エネルギーに係る防熱技術・工法の開発等、引き続き持続的成長戦略を展開してまいります。

また、経営の重要課題であるサステナビリティへの取組みを強化するとともに、より適正なコーポレート・ガバナンス体制を構築するために、コンプライアンスならびにリスク・マネジメントを徹底し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 百万円	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 千\$	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(\$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7 | 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

事業報告

8 | 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号	
東	京	本部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所	
工	場	浜松工場（浜松市北区）	
研	究	所	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

9 | 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	537名	△11名
ポイラ事業	114	△1
合計	651	△12

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	△10名	40.4歳	14.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

10 | 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	250 百万円
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三菱UFJ銀行	150
株式会社りそな銀行	150

11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1 株式の状況（2022年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	190,000,000株
② 発行済株式の総数	56,386,718株
③ 株主数	19,930名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,587 千株	9.1 %
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.3
大同生命保険株式会社	2,632	5.2
株式会社三井住友銀行	2,558	5.1
日本生命保険相互会社	1,960	3.9
第一生命保険株式会社	1,930	3.8
明星工業取引先持株会	1,800	3.5
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,800	3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,493	2.9
株式会社みずほ銀行	1,410	2.8

(注) 1. 当社は、6,359,232株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式255,400株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年11月18日開催の取締役会において、資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、当事業年度において取得いたしました。

(1) 取締役会決議の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,500,000株（上限）
株式の取得価額の総数	1,200,000,000円（上限）

取得期間	2021年11月19日から2022年6月30日まで
(2) 上記決議に基づき2022年1月14日までに取得した自己株式の累計	
買付株式数	1,500,000株
買付総額	1,053,581,288円

- ② 2022年3月24日開催の取締役会において、資本効率の向上と発行済株式総数の減少を通じた株主の皆様への利益の増進を図ることを目的として、会社法第178条の規定に基づき、保有する自己株式の消却に係る事項について決議し、当事業年度末日において消却いたしました。
- (1) 取締役会決議で消却した自己株式
- | | |
|---------|----------------|
| 普通株式 | 3,000,000株 |
| 消却価額の総額 | 1,357,320,000円 |
- (2) 事業年度末日に保有する自己株式
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 6,359,232株 |
|------|------------|
- (注) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式255,400株は含まれておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社の役員に関する事項

1 | 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 壽 輝	
代表取締役社長	印 田 博	
取締役副社長	朝 倉 滋	副社長執行役員 支店統括 兼 営業統括部および調達部 担当 明星建工株式会社 取締役 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	林 秀 行	執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
取 締 役	篠 原 基 嗣	執行役員 営業統括部長 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤 野 景 三	執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長 兼 タングー プロジ ェクト ディレクター MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役
取 締 役	柳 瀬 徹 次	執行役員 工事統括部長 兼 海外営業推進部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 英 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	岸 田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長

(注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏および岸田光正氏は社外取締役であります。なお、両氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、同 岸田光正氏は税理士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 坂本英治氏は、当社の支店長および営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
 - ① 新任 [2021年6月24日付]
取締役（監査等委員） 坂本英治
 - ② 退任 [2021年6月24日付]
取締役（監査等委員） 光田建治
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

2 | 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定いたします。

3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定いたします。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、株式報酬制度による株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的といたしております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に對して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時といたしております。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定いたします。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 大谷壽輝がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。代表取締役会長が各取締役の担当部門の評価を行うには最適との理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使用されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

区 分	報酬等の総額		報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数				
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等					
取 締 役	248	百万円	141	百万円	70	百万円	37	百万円	7	名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26 (12)		26 (12)		0 (0)		0 (0)		4 (2)	
合 計	275		168		70		37		11	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の支給人員には、当事業年度中に退任した監査等委員である取締役1名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、本制度という。）の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
- なお、2021年5月21日開催の取締役会において、本制度の当初の信託契約満了期日が同年8月末日であるため、信託契約の継続にあたり新たな満了期日を2024年8月末日（予定）とし、本信託の受託者が行う当社株式の追加取得に関する事項として、自己株式の処分による当社普通株式110,000株の取得および株式取得価額の総額74,580千円について決議いただいております。
4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告14頁の「1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値を下回りましたが、各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門における業績への貢献度は考慮しております。
5. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。

3 | 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（16回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	上 村 恭 一	15 ^回	100%	16 ^回	100%
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	岸 田 光 正	15 ^回	100%	16 ^回	100%

2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と両社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 | 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6 | 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1 | 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、取締役会において会社法第399条の13第2項の規定に基づき、同条第1項第1号ロおよびハならびに会社法施行規則第110条の4第1項および第2項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
 2. コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。
 3. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。

4. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
 5. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 6. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
 7. 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
 2. 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
 2. 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
 3. 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 2. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。

3. 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
1. 監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
 2. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
 2. 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
 3. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。

2 | 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社は、取締役による職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門における実績のレビューを行うとともに、当事業年度が初年度となる3ヶ年の「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的で開催し、各子会社における職務執行状況の報告と意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標をより効果的に達成するため、監査等委員会は、年間の監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査いたしました。

② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的で開催され、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図りました。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンス意識の啓発および浸透を推進いたしました。

③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たることといたしております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況につきましても取締役および使用人等から報告を受け確認いたしました。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に関連し、業務執行状況を監査等委員会で随時確認するとともに、各子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めました。

7

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

1 | 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

2 | 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

2021年4月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定いたしました。本計画は「新たなステージへの挑戦」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、（1）環境変化に対する適応力の強化（2）未来への持続的成長戦略の展開（3）成長を支える収益基盤の確立

(4) デジタル化に向けた業務体制の改革 (5) 企業力の強化と意識改革 を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 | 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲1に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、有効期間を3年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

③ 本プランの概要

1. 本プランの適用対象

本プランは、次の (a) または (b) に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

2. 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

3. 独立委員会による助言・勧告

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者

等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとし、

4. 本プランの発動

(a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

(b) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らし、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会による手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認することができます。

4 | 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、基本方針に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新されたものです。本プランの有効期間は2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、① 経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流動資産		49,847	流動負債		11,876
現金預金		27,192	支払手形		1,577
受取手形		1,421	電子記録債務		870
電子記録債権		1,837	工事未払金		4,135
完成工事未収入金		15,354	買掛金		181
契約資産		2,590	短期借入金		960
有価証券		300	未払法人税等		847
未成工事支出金		554	契約負債		1,201
商品及び製品		278	賞与引当金		432
原材料及び貯蔵品		190	役員賞与引当金		85
その他		143	完成工事補償引当金		94
貸倒引当金		△16	その他		1,490
固定資産		21,301	固定負債		3,348
有形固定資産		15,102	退職給付に係る負債		175
建物及び構築物		3,223	役員退職慰労引当金		168
機械装置及び運搬具		377	役員株式給付引当金		112
土地		11,200	繰延税金負債		1,948
その他		301	再評価に係る繰延税金負債		483
無形固定資産		74	資産除去債務		16
			その他		442
投資その他の資産		6,124	負債合計		15,224
投資有価証券		3,731	(純 資 産 の 部)		
投資不動産		2,007	株主資本		53,134
退職給付に係る資産		30	資本金		6,889
繰延税金資産		15	資本剰余金		999
その他		431	利益剰余金		48,317
貸倒引当金		△91	自己株式		△3,071
資産合計		71,149	その他の包括利益累計額		2,427
			その他有価証券評価差額金		932
			土地再評価差額金		958
			為替換算調整勘定		427
			退職給付に係る調整累計額		108
			非支配株主持分		362
			純資産合計		55,924
			負債・純資産合計		71,149

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,389
売上原価	38,464
売上総利益	9,925
販売費及び一般管理費	4,585
営業利益	5,339
営業外収益	554
受取利息配当金	115
不動産賃貸料	232
為替差益	32
投資事業組合運用益	62
貸倒引当金戻入額	4
その他	106
営業外費用	252
支払利息	4
不動産賃貸原価	134
自己株式取得費用	29
訴訟和解金	40
その他	44
経常利益	5,641
税金等調整前当期純利益	5,641
法人税、住民税及び事業税	1,831
法人税等調整額	14
当期純利益	3,795
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	3,793

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	36,308	流動負債	7,330
現金預金	18,861	支払手形	302
受取手形	981	電子記録債務	870
電子記録債権	1,315	工事未払金	3,098
完成工事未収入金	11,734	短期借入金	960
契約資産	2,277	未払費用	90
有価証券	300	未払法人税等	584
未成工事支出金	483	未払消費税等	14
商品及び製品	29	契約負債	108
原材料及び貯蔵品	143	賞与引当金	267
関係会社短期貸付金	211	役員賞与引当金	70
その他	109	完成工事補償引当金	87
貸倒引当金	△138	その他	877
固定資産	16,132	固定負債	1,461
有形固定資産	8,446	退職給付引当金	222
建物及び構築物	2,998	役員株式給付引当金	112
機械装置及び運搬具	177	繰延税金負債	142
工具器具備品	87	再評価に係る繰延税金負債	483
土地	5,128	資産除去債務	12
リース資産	15	その他	487
建設仮勘定	38	負債合計	8,791
無形固定資産	47	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	7,638	株主資本	41,816
投資有価証券	3,528	資本金	6,889
関係会社株式	1,792	資本剰余金	999
投資不動産	2,007	資本準備金	999
関係会社長期貸付金	31	利益剰余金	36,999
その他	308	利益準備金	722
貸倒引当金	△30	その他利益剰余金	36,276
資産合計	52,441	別途積立金	32,500
		繰越利益剰余金	3,776
		自己株式	△3,071
		評価・換算差額等	1,832
		その他有価証券評価差額金	873
		土地再評価差額金	958
		純資産合計	43,649
		負債・純資産合計	52,441

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,054
売上原価	26,908
売上総利益	7,145
販売費及び一般管理費	2,975
営業利益	4,170
営業外収益	1,634
受取利息配当金	1,020
不動産賃貸料	402
為替差益	43
その他	168
営業外費用	334
支払利息	4
不動産賃貸原価	218
貸倒引当金繰入額	10
その他	101
経常利益	5,470
税引前当期純利益	5,470
法人税、住民税及び事業税	1,463
法人税等調整額	17
当期純利益	3,989

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介®
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫®
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

明星工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介®
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫®
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本英治 ㊟

監査等委員 上村恭一 ㊟

監査等委員 岸田光正 ㊟

(注) 監査等委員 上村恭一及び岸田光正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内



会場

北浜フォーラム (大阪証券取引所ビル3階)
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。